

横浜市墓地及び霊堂に関する条例施行規則

制 定 平成 5 年 3 月 29 日 規則第 24 号
最近改正 平成 17 年 9 月 30 日 規則第 127 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市墓地及び霊堂に関する条例(平成 5 年 3 月横浜市条例第 14 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により墓地及び霊堂(式場を除く。以下「墳墓地等」という。)の使用許可を受けようとする者は、墓地霊堂使用許可申請書(第 1 号様式)に、次に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 住所を証する書類

(2) 祭しを主宰することを証する書類(壁面式納骨施設、家族納骨壇又は焼骨短期保管施設を使用する場合に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、根岸外国人墓地の使用許可を受けようとする者は、前項の申請書に、国籍を証する書類を添付して、提出しなければならない。

3 条例第 4 条第 1 項の規定により式場の使用許可を受けようとする者は、住所を証する書類を提示し、霊堂式場使用許可申請書(第 2 号様式)を提出しなければならない。

4 墳墓地等の使用は、1 人につき 1 箇所とする。

5 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(使用許可証及び使用不許可通知書)

第 3 条 条例第 4 条第 4 項に規定する使用許可証は、墳墓地等については墓地霊堂使用許可証(第 3 号様式。以下「使用許可証」という。)とし、式場については霊堂式場使用許可証(第 4 号様式)とする。

2 条例第 4 条第 4 項に規定する使用不許可通知書は、霊堂式場使用不許可通知書(第 4 号様式の 2)とする。

(使用許可期間)

第 4 条 墳墓地等の使用許可期間は、次のとおりとする。

(1) 墳墓地 永年

(2) 壁面式納骨施設 10 年間

(3) 合葬式納骨施設 永年

(4) 家族納骨壇 5 年間又は 10 年間

(5) 焼骨短期保管施設 1 年間

2 前項第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる施設については、使用許可期間を更新することができる。

3 式場は、引き続き 3 日以上使用することができない。

(使用許可期間の更新)

第 5 条 前条第 2 項の規定により使用許可期間を更新しようとする者は、使用許可期間の満了日の前 1 箇月以内に手続を行わなければならない。

2 前項の規定により手続を行う場合は、第 2 条第 1 項の墓地霊堂使用許可申請書に使用許可証及び住所を証する書類を添えて、提出しなければならない。

(領収書)

第 5 条の 2 金銭登録機により使用料(条例第 5 条第 1 項に規定する使用料のうち大式場及び小式場に係る使用料に限る。)又は手数料を領収したときは、領収書(第 4 号様式の 3)を納付者に交付する。

(使用料の減免)

第 6 条 条例第 6 条に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 条例第 4 条第 1 項の規定による市長の許可(壁面式納骨施設、家族納骨壇及び焼骨短期保管施設に係る使用の許可に限る。)を受けた者又は条例第 9 条の規定により使用権(壁面式納骨施設、家族納骨壇及び焼骨短期保管施設に係る使用権に限る。)を承継した者が、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている場合

(2) その他市長が特に必要と認める場合

2 条例第 6 条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(第 5 号様式)に使用料の免除を受けようとする事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、使用料減免/承認/不承認決定通知書(第 6 号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

(使用料の返還)

第7条 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 壁面式納骨施設又は家族納骨壇の使用者(条例第4条第1項の規定による市長の許可を受けた者又は条例第9条の規定により使用权を承継した者をいう。以下同じ。)が、使用許可期間内に使用を廃止したとき。
 - (2) 使用者の責めに帰することのできない事由により使用許可を受けた壁面式納骨施設、家族納骨壇、焼骨短期保管施設又は式場を使用することができなくなったとき。
- 2 前項第1号の場合における使用料の返還額は、既納の使用料の額を使用許可期間の年数をもって除して得た額に、使用を廃止した日(この場合において、使用した期間が1年未満であるとき、又は1年未満の端数があるときは、これを1年として計算する。)以後の使用許可期間を乗じて得た額の2分の1とする。
- 3 第1項第2号の場合における使用料の返還額は、その都度市長が定める。

(使用料の返還手続)

第8条 条例第7条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、使用料の返還に必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を承認し、又は承認しないことに決定した場合は、使用料返還/承認/不承認決定通知書(第8号様式)により申請者にその旨を通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた者は、使用料返還請求書(第9号様式)により、速やかに市長に使用料の返還を請求するものとする。

(墳墓地等の移転)

第9条 市長は、条例第8条第1項の規定により墳墓地等の移転を命ずる場合は、使用者に対しあらかじめ通知するものとする。この場合において、市長は、他の墳墓地等を供し、相当と認める移転料を補償するものとする。

(使用权の承継)

第10条 条例第9条の規定により使用权を承継しようとする者は、墓地霊堂/使用权承継許可/使用許可証書換え/使用許可証再交付申請書(第10号様式)に使用許可証、住所を証する書類及び承継の原因を証する書類を添えて提出し、市長の許可を受けなければならない。

(使用許可証の書換え等)

- 第11条 条例第11条第1項の規定により使用許可証の書換えを受けようとする者は、前条の申請書に使用許可証及び氏名又は住所の変更の事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 条例第11条第2項の規定により使用許可証の再交付を受けようとする者は、前条の申請書を市長に提出しなければならない。

(焼骨の引取り)

第12条 条例第14条第1項の規定により使用場所を返還する場合は、使用者は、当該返還の事由が生じた日から1箇月以内に墓地霊堂返還届出書(第11号様式)に使用許可証を添えて提出し、焼骨を引き取らなければならない。

(焼骨に対する措置等)

- 第13条 壁面式納骨施設、家族納骨壇又は焼骨短期保管施設の使用者が、前条に規定する期間内に焼骨を引き取らなかつたときは、市長は、条例第14条第1項に規定する使用場所の返還の事由が生じた日から1年間当該焼骨を保管した後、同条第2項の規定に基づき改葬することができる。
- 2 前項の規定により改葬された焼骨は、使用者に返還しない。
 - 3 前条に規定する期間が経過した後、第1項の規定による改葬が行われる前に焼骨を引き取ろうとする者は、当該焼骨の保管に係る費用として1体につき1,000円を納付しなければならない。

(使用上の義務)

第14条 使用者は、施設を清潔にし、他に危険又は迷惑を及ぼしてはならない。

- 2 使用者は、その使用について職員の指示に従わなければならない。

(使用面積等)

第15条 墳墓地の使用面積は、20平方メートル以内とする。

- 2 墳墓地の増加使用は、市長が埋葬又は埋蔵の余地がないと認め、かつ、従前から使用している墳墓地と1区画をなすことができる場合に限り、前項に規定する面積の範囲内において許可する。

(工作物等の設置)

第16条 墳墓地の利用者は、囲障その他これに類する設備によって、使用する墳墓地の区画を明らかにしなければならない。

2 墳墓地又は壁面式納骨施設の利用者は、工作物その他の設備の建設、改修、撤去又は移転をしようとするときは、あらかじめ墓地内工事施行届出書(第12号様式)に設計書及び図面を添えて提出し、工事終了後に市長の確認を受けなければならない。

(工作物等の制限)

第17条 墳墓地に設置する工作物その他の設備は、次の各号に掲げる制限を超えることができない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 墓碑又はこれに類する設備は、高さ(地盤面から設備の最高部までをいう。以下同じ。)3メートル以下とする。

(2) 盛土設備は、高さ0.7メートル以下とする。

(3) 周囲設備は、高さ1.5メートル以下とする。

2 壁面式納骨施設に工作物を設置する場合は、市長が定める大きさの範囲内で、市長があらかじめ指定した場所に設置するものとする。

(埋葬等の届出)

第18条 墳墓地等の利用者は、埋葬、焼骨の埋蔵若しくは収蔵又は改葬を行う場合は、あらかじめ墓地霊堂埋葬・埋蔵・収蔵・改葬届出書(第13号様式)に使用許可証及び墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第8条に規定する埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

(休館日等)

第19条 久保山霊堂の休館日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2 久保山霊堂の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、式場の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に臨時に休館し、又は開館時間若しくは式場の利用時間を変更することができる。

(行為の許可申請手続)

第20条 条例第18条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は墓地霊堂内行為許可申請書(第14号様式)を、同条第2項の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は墓地霊堂内行為許可事項変更許可申請書(第15号様式)を、それぞれ市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為をしようとする場合には、販売品目、販売価額、販売時間及び収支の概算等の計画を記載した書類

(2) 募金その他これに類する行為をしようとする場合には、募金趣意書及び募金計画書

(3) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をしようとする場合には、撮影に従事する人員、撮影のため持ち込む物品及び機材、使用場所並びに現場責任者の住所及び氏名等の計画を記載した書類

(4) 前3号以外の行為をしようとする場合には、市長の指示する書類

(5) 許可を受けた事項を変更しようとする場合において、前各号の添付書類の変更を必要とする場合には、当該変更に係る書類

3 条例第18条第2項ただし書に規定する規則で定める市長の許可を受ける必要のない事項は、次に掲げるものとする。

(1) 物品の販売その他これに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更

(2) 業として広告写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をする場合において、撮影のための人員の軽微な変更

(指定管理者の公募)

第21条 市長は、条例第19条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第22条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第19条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) メモリアルグリーンの管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、衛生局長が定める。